

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）

学校人事課

1 概要

令和2年第4回沖縄県議会に知事が提出した議案「東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例」に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和2年6月19日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例」案の概要

当該条例案は、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染の拡大により生じた事態に対処するため、特殊勤務手当の特例を定める議案。

【改正案の内容】

①国において、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染の拡大により生じた事態に対処するため、特殊勤務手当の特例の措置が講じられたことから、他県の対応状況も踏まえ、本県においても同様の措置を講ずる。

②新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員に対し、特殊勤務手当のうち防疫等作業手当を措置する。

③新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染されているおそれがある施設等のうち人事委員会規則で定める施設等の内部又はこれに準ずる区域として人事委員会が認めるものにおいて、職員が新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、4千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を支給する。

④適用日 令和2年2月1日

3 臨時代理した意見の内容

当該条例案は、国及び他の都道府県の状況、地方公務員法第24条第4項の均衡の原則等の理由により改正するものであることから、異議がない旨を回答した。